

コンビニ交付サービス運用停止のお知らせ

下記の期間において、システム変更に伴う作業実施のためコンビニ交付サービスの運用を停止しますので、コンビニ等での各種証明書の発行ができません。大変ご迷惑をおかけしますが何卒ご了承ください。

この期間に必要な証明書は、役場または各振興センターで申請してください。

また、下記期間中は役場及び各振興センターに設置の「らくらく窓口交付」も停止します。

- 運用停止期間／令和4年12月29日(木)から令和5年1月31日(火)まで
※利用開始は、令和5年2月1日(水) 午前6時30分から
- 対象となる証明書／住民票の写し、印鑑登録証明書、所得課税証明書



マイナンバーカードと保険証の一体化について



デジタル庁への「ご意見・ご要望」に寄せられたマイナンバーカードと健康保険証との一体化に関する質問・疑問について回答します。



Q1

マイナンバーカードと健康保険証を一体化し、紙の健康保険証は2024年秋をめどに廃止すると聞きました。マイナンバーカードの取得は任意だと思っていましたが、必ず作らなければいけないのでしょうか。施設に入所している高齢者などマイナンバーカードを取得できない者は保険診療を受けることができなくなるのですか。

A1

マイナンバーカードは、国民の申請に基づき交付されるものであり、この点を変更するものではありません。また、今までと変わりなく保険診療を受けることができます。

従来の保険証ではなく、マイナンバーカード1枚で受診していただくことで、これまでできなかった、診療記録などをその場で引き出すことができるようになり、データに基づいたより良い医療を受けられるようになります。

このため、デジタル庁・総務省中心に、全力をあげて、施設に入所している方も含め、すべての方々がマイナンバーカードを持ちうるように努めてまいります。

なお、紛失など例外的な事情により、手元にマイナンバーカードがない方々が保険診療等を受ける際の手続については、今後、関係府省と、別途検討を進めてまいります。



Q2

マイナンバーカードと健康保険証を一体化し、紙の健康保険証は2024年秋をめどに廃止すると聞きました。マイナンバーカードを健康保険証として使える医療機関も少なく、従来の健康保険証よりも診療報酬が高くなると聞きましたが本当ですか。

A2

現在、保険証利用に必要な顔認証付きカードリーダー等（オンライン資格確認等システム）の設置が進んでおり、2023年4月からは、全ての医療機関・薬局において、マイナンバーカード保険証を利用して受診できるようになります。なお、マイナンバーカード保険証を利用した際の自己負担額は、2022年10月より改定されています。医療機関で、マイナンバーカードを保険証利用した場合は初診料6円、従来の保険証で受診した場合等は初診料12円の負担となり、マイナンバーカード保険証を利用した方の費用負担が余計にかかるということはありません。

デジタル庁HP

「よくある質問：健康保険証との一体化に関する質問について」

(<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/faq-insurance-card/>)



マイナンバーに関するお問い合わせ **0120-95-0178**

お問い合わせ先

鏡野町住民税務課 住民窓口係 担当：竹井・入木 電話(0868)54-2985